○総務省告示第百十八号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第七条の規定に基づき、平成二年郵政省告示第二百七十三号（認定学校等の卒業者が無線従事者国家試験を受ける場合における試験の免除について定める件）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十年三月二十九日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　従事者規則第七条の規定による免除を受けることができる者は、同規則第十三条の規定による認定を受けた学校等（以下「認定学校等」という。）を卒業（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による専門職大学の前期課程にあっては、修了）し、かつ、当該認定学校等の認定に係る教育課程を修了した者に限るものとする。	一　従事者規則第七条の規定による免除を受けることができる者は、同規則第十三条の規定による認定を受けた学校等（以下「認定学校等」という。）を卒業し、かつ、当該認定学校等の認定に係る教育課程を修了した者に限るものとする。
［二　略］	［二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第百十九号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第十三条の規定に基づき、平成二年郵政省告示第二百七十九号（学校等の認定基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十年三月二十九日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　従事者規則第七条の規定による認定を受けることができる学校等は、無線工学の基礎、電気通信術又は英語の試験が免除される無線従事者の資格に応じ、次の各号のとおりとする。 1　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校であって、電気通信に関する課程を設置するものについては、次の表のとおりとする。	一　従事者規則第七条の規定による認定を受けることができる学校等は、無線工学の基礎、電気通信術又は英語の試験が免除される無線従事者の資格に応じ、次の各号のとおりとする。 1　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校であって、電気通信に関する課程を設置するものについては、次の表のとおりとする。

資格	学校の区別
［略］	［略］
第二級総合無線通信士、第二級海上無線通信士又は第二級陸上無線技術士	短期大学（学校教育法による専門職大学の前期課程を含む。） 高等専門学校
［略］	［略］

資格	学校の区別
［同上］	［同上］
第二級総合無線通信士、第二級海上無線通信士又は第二級陸上無線技術士	短期大学 高等専門学校
［同上］	［同上］

［二～四　略］

［二～四　同上］

五　学校等の教員の資格及び数は、次の各号に適合すること。

［2～5　略］

［2～5　同上］

1　教員の資格及び数は、大学設置基準、専門職大学設置基準、短期大学設置基準、専門職短期大学設置基準、高等専門学校設置基準又は高等学校設置基準によること。この場合において、基礎専門教育科目、外国語（英語（第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第二級海上無線通信士を対象とする場合に

1　教員の資格及び数は、大学設置基準、短期大学設置基準、高等専門学校設置基準又は高等学校設置基準によること。この場合において、基礎専門教育科目、外国語（英語（第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第二級海上無線通信士を対象とする場合に限る。以下本項において同じ。）及び電気通信術